

障がい者福祉課 からのお知らせ

障がい者福祉課 27-7331 FAX 27-7336
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
吉田 72-6082 大滝 55-0865
荒川 54-2116

障がい者のための

福祉手当・

福祉医療費

①⑤の手当、医療費については、すでに受給されている方は、申請不要です。

①特別児童扶養手当

対象 精神または身体に一定の障がい（※）がある20歳未満の子どもを育てている方

※特別児童扶養手当認定診断書により一定の障がいがあると認められた方（おおむね身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A、A、Bをお持ちの方）。

※同居の家族に一定以上の所得がある場合は支給停止になります。

手当額 1級 月額52,200円
2級 月額34,770円

※対象児童が児童福祉施設等に入所している場合は受けられません。

②在宅重度心身障害者手当

対象 I・IIのいずれかに該当する方

I 在宅で生活している市・県民税非課税の方で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A・A、

精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方

II 20歳未満で医療的ケアを必要とする方で、身体障害者手帳1級

または2級と療育手帳AまたはAを重複してお持ちの方（他の手当を受けていても対象）

手当額 月5,000円

その他 次の方は受けられません。

・他の手当を受けている方（II以外）
・社会福祉施設に入所している方
・65歳以上で新たに手帳を取得した方

③障害児福祉手当

対象 障がいがあるため、常時介護が必要な20歳未満の方

※本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、一定期間支給停止します。

手当額 月額14,790円

その他 次の方は受けられません。

・社会福祉施設等に入所している方
・障害基礎年金を受けている方
④特別障害者手当

対象 次のいずれかに該当する、在宅で生活している20歳以上の方

・国民年金法1級程度の障がいがある方
2つ以上ある方

・国民年金法1級程度の障がいがある方
1つあり、さらに国民年金法2級程度の障がいがある方

・肢体不自由で、国民年金法1級程度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護が必要な方

・内部障がいおよびその他疾患で、国民年金法1級程度の障がいがあり、絶対安静の方

・精神障がい（知的障がいを含む）で、国民年金法1級程度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護が必要な方

※本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、一定期間支給停止します。

手当額 月額27,220円

その他 次の方は受けられません。

・社会福祉施設等に入所している方
・病院または診療所に継続して3か月を超えて入院している方

⑤重度心身障害者医療費

医療保険を使って病院・薬局等を受診した際の医療費の一部を助成します。

対象 次のいずれかに該当する方

・身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方

・療育手帳A、A、Bをお持ちの方

・精神障害者保険福祉手帳1級をお持ちの方

・65歳以上で高齢者の医療の確保に関する法律の「障害認定」を受けた方

※本人に一定以上の所得がある場合は、一定期間支給停止します。

※すでに受給者証の交付を受けている方は、2020年10月から所得制限を適用します。

その他 次の方は受けられません。

・65歳以上で新たに手帳を取得した方

※更新により新たに該当要件を満たすようになった方を含みます。

難病患者通院 交通費給付金

対象 次のいずれかに該当する方

・特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかをお持ちで難病の治療のため市外の病院等に通院している方

・慢性腎不全のため人工透析を行っている方で、市外の病院等に通院している方（吉田・大滝・荒川地区在住の場合、秩父地区の病院等に通院している方も対象）

※自動車等燃料費給付金を受給されている方、生活サポート事業を利用されている方は対象外です。

給付額 【電車またはバスを利用した場合】運賃の2分の1、【自家用車を利用した場合】通院にかかる距離1kmあたり4円

請求締切 【4月～7月分】8月12日（月）【8月～11月分】12月10日（火）【12月～3月分】2020年4月10日（金）

持ち物 各種医療受給者証または特定疾病療養受療証、医療機関発行の領収書等、通院記録を証明できるもの、給付金振込先口座の名義・番号がわかるもの、印鑑

【用】書類を持参の上、障がい者福祉課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課へ

在宅重度心身障害者 自動車等燃料費給付金

対象 市内在住で、本人または同居かつ同一生計の親族所有の自動車等を自ら運転している、次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方
- ②身体障害者手帳1級～3級をお持ちの視覚障がい者と同居し同一生計で、移動支援を行っている方
- ③療育手帳A、A、Bをお持ちの方
- ④療育手帳A、A、Bをお持ちの知的障がい者と同居し同一生計で、移動支援を行っている方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

※秩父市福祉タクシー利用券、難病患者通院交通費給付金を受給されている方は除きます。

給付額 使用燃料1ℓにつき50円

※1か月の対象限度量は、自動車20ℓ、バイク5ℓです。

請求締切 【3月～8月】9月10日

（火）、【9月～2020年2月】2020年3月10日（火）

持ち物 各種障害者手帳、運転免許証、自動車検査証または標識交付証明書、印鑑、給付金振込先口座の名義・番号がわかるもの

※給付金の受給資格は、認定された月から発生します。

申請 新規申請の方は持ち物を持参の上、障がい者福祉課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課へ

ご利用ください ひとり親家庭自立支援給付金制度

●自立支援教育訓練給付金

就職に必要な資格や技能を身に付けるために教育訓練講座を受講し修了した場合に、受講費用の一部を支給します。

対象 次の条件を全て満たす方

- ・市内に住所を有し、児童扶養手当支給水準のひとり親家庭の親
- ・教育訓練を受けることが適職に就くために必要であること
- ・過去に訓練給付金の支給を受けたことがないこと

対象講座 雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座等

支給額 雇用保険制度の一般教育訓練給付の受講料の60%相当額（12,001円～20万円を上限）

- ①対象講座の受講料の60%相当額（12,001円～20万円を上限）
- ②「雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方」①に定める額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金支給額を差し引いた額。

※必ず事前相談をしてください。
※対象講座については、お問い合わせください。

●高等職業訓練促進給付金

就職の際に有利となる資格を取得するため、養成機関で修業する必要がある場合に、訓練促進給付金を支給します。

また、卒業後に修了支援給付金

を支給します。

対象 次の条件を全て満たす方

- ・市内に住所を有し、児童扶養手当支給水準のひとり親家庭の親
- ・養成機関において1年以上の力リキラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ・仕事または育児と修業の両立が困難であること
- ・過去に訓練促進給付金または修了支援給付金の支給を受けたことがないこと

対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、美容師、製菓衛生士等

支給期間 対象資格取得のため修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）

支給額 訓練促進給付金

○訓練促進給付金

非課税世帯 月額10万円

課税世帯 月額7万5千円
※最終学年は月額を4万円増額します。

○修了支援給付金

非課税世帯 5万円

課税世帯 2万5千円
※申請には、事前相談が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問 社会福祉課 ☎25-5204

秩父市子育て支援センターをご利用ください！

子育てについての相談や、おかあさん応援講座、ミニコンサートや楽しいイベントが盛りだくさん！皆さんの楽しい子育てを応援します。
※4月から、下郷児童館内に移転しました。

●子育てなんでも相談

とき 月～金曜日、午前9時～午後4時（土・日、祝祭日、年末年始を除く）

内容 子育て支援相談員がご相談に応じます。

☎での相談もできます。

●ひよこの日（0～1歳児が対象）

親子のふれあいあそびやおしゃべり会です。

とき 毎週木曜日、午前10時30分～11時

●ひよこカフェ（乳幼児が対象）

少人数の利用でのんびり遊べます。子育て支援スタッフとおしゃべりしませんか。

とき 毎週火・水・木曜日、午後1時～午後3時

※絵本の読みきかせ等のボランティアを募集中！

問 秩父市子育て支援センター（下郷児童館内）

☎24-1700